

生活応援 多目的ローン

商品概要説明書

ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たしている方 ① 申込時年齢が満20歳以上で完済時年齢81歳未満の方 ② 安定・継続した収入の見込める方（主婦、アルバイトも可） ③ 高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住、または勤務している方 ④ 全国しんくみ保証株式会社の保証を受けられる方 （再保証 株式会社オリエントコーポレーション）
ご融資金の使途	「マイカーローン」「奨学ローン」「リフォームローン」以外の資金使途が 明確な資金 ※3ヶ月以内の支払済資金も可とします。 ※事業用資金・旧債返済資金は除きます。
ご融資形式	証書貸付（利息後払い）
ご融資金額	10万円以上2,000万円以下（1万円単位） ※Web申込の場合は1,000万円以下
ご融資期間	10年以内（元金据置は不可とします）
ご返済方法	元利均等返済または元利均等ボーナス併用返済
ご返済日	任意の日をご指定いただけます。
ご返済口座	ご本人名義の口座をご指定していただきます。
ご融資利率	≪変動金利型（短プラ連動）≫（保証料を含みます） 保証会社の審査結果により次のいずれかの3段階の金利となります。 ①年 3.20% ②年 3.70% ③年 4.00% 令和6年4月1日現在 基準金利1.725% ○当組合の短期プライムレートの変更に伴って自動的にその変動幅と同幅で借入利率が 引上げまたは引下げられます。 ○変更後の利率は、基準利率変更日以降最初に到来する約定返済日（据置期間中は利息 支払日）の翌日より適用します。但し、半年ごとの増額返済を併用している場合は、 毎月返済部分の返済日の翌日より分ち計算します。 ○利率・元利金返済額が変更された場合、当組合は借主に対して原則として変更後第1 回返済日以前に、変更後の利率・元利金返済額を文書により通知します。 ○基準利率の取扱いが廃止される等金融情勢の変化、その他相当事由が発生した場合に は、組合は基準利率の対象を一般に行われる程度のものに変更することができるもの とし、変更後初回における変動幅は組合が相当と認める方法によるものとします。 以後、新基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。 ○契約期間中に固定金利への変更はできません。
遅延損害金	年14.60%
担保	不要
連帯保証人	原則不要 全国しんくみ保証株式会社の保証を利用していただきます。 ※ただし、保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となる場合が あります。
お申込時にご用意 していただくもの	① 本人確認資料 ※ 融資申込時点で有効期限内のものに限ります。 運転免許証、パスポート（住所表記のあるもの）、マイナンバーカード等、 公的機関発行の顔写真付本人確認資料の写しいずれか1点

	<p>② 所得証明書類 ※ 融資金額101万円以上の場合は必要です。 ○給与所得者・・・源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書の写しいずれか1点が必要となります。 ○法人役員・自営業者・・・公的所得証明書に限ります。 ※ 所得証明書は直近のものをご用意ください。 申込金額100万円以下の場合でも当組合及び保証会社が必要と認めた場合は所得証明書をご用意いただく場合がございます。</p> <p>③ 見積書・注文書・売買契約書等の写し 支払済資金の場合は、発行から3ヶ月以内の領収書および内訳が分かる明細 その他、保証会社が認めた場合は保証会社が指定した書類</p>
返済条件変更に係る手数料	<p>融資条件変更手数料 11,000円(税込) 全額繰上償還手数料 1,000万円以上2,000万円未満 44,000円(税込) 300万円以上1,000万円未満 33,000円(税込) 100万円以上 300万円未満 22,000円(税込) 100万円未満 11,000円(税込) 融資実行日から4ヶ月以内の繰上償還、又は当初借入額が40万円以下は無料とします。</p>
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</p>

210045 210046 210047

令和6年4月1日現在

- * 審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- * 詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。
- * 金利・ご返済額の試算は窓口にご相談ください。また、ホームページでも返済額の試算ができます。

